

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

- 三三 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 三四 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則
- 三五 職員団体の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則

公告

件名	発行日	号数
調理師試験の実施	九	三、七六六
二級建築士試験の合格者	一三	三、七六七
毒物劇物取扱者試験の実施	一六	三、七六八
昭和四十一年度行政書士試験の実施	二〇	三、七六九
昭和四十一年度の時計修理士、建築大工、畳工及び洋裁工の二級技能検定の実施	二四	三、七七〇
昭和四十一年度下期高圧ガス作業主任者試験の実施	三〇	三、七七二
消防設備士試験の合格者		
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施		
クリーニング師試験の合格者		

昭和四十一年十月十五日印刷 鳥取県公報号外 (昭和四十四年四月十五日) 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷局

告示 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出

- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 豚等の移入を禁止する区域
- 土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の立入りの許可
- 土地の立入りの通知
- 土地区画整理法による換地処分

告示

鳥取県告示第四百五十号
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 本江 滋 二

名称 所在地 診療科名 廃止年月日
遠藤医院 日野郡江府町江尾 内科、外科、皮膚科 昭和四十一年七月十日

鳥取県告示第四百五十一号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和四十一年九月二日

氏名	住居	所	登録の記号番号	登録年月日
福島 美歳	米子市皆生一、四八〇	鳥医一、二二二		昭和四十一年七月十五日
古川 逸夫	八頭郡智頭町智頭一、九二二の一	" 一、二二三 "		二十日
山崎 堯二	米子市上福原一、七五	" 一、二二四 "		三十日

鳥取県告示第四百五十二号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

名	称	所	在	地	診療科名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
山本医院		東伯郡赤碓町赤碓一、四七八			内科、小児科、眼科	山本 泰久	昭和四十一年八月	十三日				乙表点数表
朝倉齒科医院		米子市上福原一、五八一			齒科	朝倉 重美						齒科点数表
鳥取産院		鳥取市吉方八〇六			産婦人科	村江 正名				二十四日		乙表点数表
萩野薬局		川端一丁目				萩野 すす				十八日		
吉田一陽堂若桜橋薬局		藪片原町一三の二				吉田 太一						
林兼太郎薬局		川端四丁目九三				林 兼太郎						
五臓円薬局		二階町二丁目三四				森下 秀隆						
有限会社広田セイセイ薬局		西品治六九四				広田 穆						
有限会社佐々木薬局		互町二一五				佐々木源一						
宮本薬局		若桜町				宮本 実次						
立岩薬局		吉方一区八二五				立岩 一彦						
有限会社加藤薬局		東品治町一六六の五				加藤 藏一						

鳥取県告示第四百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

氏	名	住	所	登録の記号番号	登	録	年	月	日
大門千勢子		倉吉市魚町二、五	鳥	齒	二五八	昭和四十一年八月五日			
豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として香川県、徳島県、高知県及び									

鳥取県告示第四百五十四号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として香川県、徳島県、高知県及び

兵庫県を指定する。

昭和四十一年九月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第四百五十五号
昭和四十一年三月三十日付けで東伯郡大栄町字原一、一一〇番地 沢住辰蔵ほか三十九人の者から申請のあつた大倉土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年九月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し及び定款の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十一年九月二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 大栄町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、原溜池土地改良区の定款の変更を昭和四十一年八月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第四百五十七号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十二条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置に関する事業

三 立ち入らうとする土地の区域
倉吉市鍛城、八屋、下余戸、下田中、駄経寺、米田、上余戸、栗尾、大原、円谷 富海

三朝町山田、大瀬、横手、本泉、今泉、森、鎌田、湯谷、牧、赤松、福田、大柿、恩地、笏賀、助谷、久原、曹源寺、穴鴨、加谷、木地山、下西谷、福山、下畑、田代、大谷、福本、若宮、久島

大島、安水、上西谷、三軒屋、下古屋、座性等
四 立ち入ろうとする期間
昭和四十一年九月二日から昭和四十二年九月一日まで

鳥取県告示第四百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 千代川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字今在家地内
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年九月二日から昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第六工区の宅地について、昭和四十一年八月二十六日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日は、その翌日)

目次
◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
◇人委規則 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則
職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のただし書を加える。

ただし、第四項の規定に基づいて昇格させた職員に対する昇格後にお

ける最初の昇給については、その者の昇格直後における号給又は給料月額について定められている昇給期間から六月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、同項の規定に基づいて昇格させた職員を一等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（昇給期間の短縮）

2 昭和四十一年四月一日（以下この項において「適用日」という。）の前日までに昇格させた職員に対する適用日以後における最初の昇給については、その者の適用日における号給又は給料月額について定められている昇給期間から三月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、当該昇格させた職員を適用日以降一等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわない。

（給与の内払）

3 改正前の規則の規定に基づいて、この規則の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。